

## 北海道景観整備機構指定要領

(趣旨)

**第 1 条** この要領は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 92 条第 1 項の規定に基づき、景観整備機構（以下「機構」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

**第 2 条** 法第 92 条第 1 項の規定による機構の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第 1 号様式の景観整備機構指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - (2) 申請する日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請する日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
  - (3) 申請の日に属する事業年度における事業計画書及び収支予算書で機構の業務に係る事項と他の事業に係る事項とを区分したもの
  - (4) 申請に係る意志の決定を証する書類
  - (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
  - (6) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
  - (7) 事務所の所在地を記載した書類
  - (8) 現に行っている業務の概要を記載した書類、ただし、申請する日の属する事業年度に設立された法人にあっては、行おうとする業務の概要を記載した書類
  - (9) 機構の業務の実施に関する計画を記載した書類
  - (10) 申請者が機構の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該申請者が負うべき民事上の責任の履行を確保するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の処置を講じている場合にあっては、当該措置の内容を証する書類
  - (11) 次条第 1 項第 8 号に掲げる税について、滞納がないことを証明した書類
  - (12) その他参考となる事項を記載した書類
- 2 前項の申請は、法第 93 条各号に定める業務（以下「業務区分」という。）及び機構の業務を行う区域（以下「業務区域」という。）を定めてしなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の申請書は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により提出することができる。

(指定の基準)

**第 3 条** 知事は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請者が本道の景観行政の推進に資すると認められる法人であって、機構の業務を適正かつ確実にこなせることとして、次に掲げる基準のいずれにも適合していると認められるときは、機構として指定するものとする。

- (1) 道内に主たる事務所を有すること
  - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者ではないこと。
  - (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - (4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - (5) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - (6) 業務執行体制が、適切であると認めること。
  - (7) 業務内容に応じた経済的基礎を有すると認められること。
  - (8) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
  - (9) 法第 93 条第 2 号から 5 号に掲げる業務を行う場合にあっては、次に掲げる額の合計額（以下「財産の評価額」という。）が当該業務に必要な額以上でなければならない。
    - ア その事業年度の前事業年度における貸借対照表に計上された資産（創業費その他の繰越資産及びのれんを除く。以下同じ。）の総額から当該貸借対照表に計上された負債の総額を控除した額
    - イ その者が業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該機構が負うべき民事上の責任の履行に必要な金額を担保するための保険契約を締結している場合にあっては、その契約の内容を証する書類に記載された保険金額
- 2 前項第 9 号アの資産又は負債の価格は、資産又は負債の評価額が貸借対照表に計上された価格と異なることが明確であるときは、その評価額によって計算するものとする。
  - 3 第 1 項第 9 号の規定にかかわらず、同号の規定により算出される額に増減があったことが明確であるときは、当該増減後の額を財産の評価額とするものとする。

（指定の通知等）

**第 4 条** 法第 92 条第 1 項の規定による指定は、別記第 2 号様式の景観整備機構指定通知書により行うものとする。

- 2 機構（法 92 条第 1 項の規定による機構をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した標識を、事務所の見やすい箇所に掲示しなければならない。
  - (1) 業務区分及び業務区域
  - (2) 指定の番号
  - (3) 機構の名称
  - (4) 代表者氏名
  - (5) 主たる事務所の住所及び電話番号
- 3 前項の標識は、別記第 3 号様式の景観整備機構票によるものとする。

（欠格事由）

**第 5 条** 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する法人は、法第 92 条第 1 項の指定を受けることができない。

- (1) その役員のうち、次のいずれかに該当するものがあるもの

- ア 景観整備機構の指定を受けた法人が、法第 95 条第 3 項の規定により指定を取り消された場合において、その処分があった日前 30 日以内に当該法人の役員であった者でその処分があった日から 2 年を経過しないもの
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
  - ウ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団員法」という。）の規定に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関するスル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
  - エ 暴力団（暴力団員法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員等
- (2) 法第 95 条第 3 項の規定により指定を取り消された法人にあっては、その処分のあった日から起算して 2 年以上経過しないもの
  - (3) その定款又は事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
  - (4) 次のいずれかに該当するもの
    - ア 暴力団
    - イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

（業務区分等の変更）

- 第 6 条** 機構は、第 2 条第 2 項に定める業務区分及び業務区域を変更しようとするときは、知事に対し変更の申請をしなければならない。
- 2 前項の申請は、変更しようとする 30 日前までに別記第 4 号様式の景観整備機構変更申請書に必要事項を記載してしなければならない。この場合において、第 2 条第 2 項中「業務区分」とあるものは、「変更しようとする業務区分」、「業務区域」とあるものは、「変更しようとする業務区域」と読み替えるものとする。
  - 3 第 2 条から第 4 条の規定は、第 1 項の申請について準用する。
  - 4 知事は、第 1 項による指定をしたときは、別記様式第 5 号の景観整備機構変更指定通知書により当該申請者に通知するとともに、法第 92 条第 2 項の規定によりその旨を公示するものとする。

（名称等の変更）

- 第 7 条** 機構は、法第 92 条第 3 項の規定により、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の 2 週間前までに、知事にその旨を別記第 6 号様式の名称等変更届出書により届けなければならない。
- 2 機構の役員を変更するときは、変更しようとする日の 2 週間前までに、知事にその旨を別記第 7 号様式の景観整備機構役員変更届出書により届け出なければならない。
  - 3 前 2 項に基づく届出には、変更しようとする内容を証する第 2 条第 1 項各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(業務報告)

**第 8 条** 機構は、毎事業年度の開始前に、事業計画及び収支予算書で、機構の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したものを知事に提出するものとする。

2 機構は、毎事業年度終了後、すみやかに、事業報告書及び事業活動収支決算書で、機構の業務に係る事項と他の事業に係る事項とを区分したものを知事に提出するものとする。

(照会)

**第 9 条** 機構は、業務の適正かつ確実な実施のため必要な事項について、知事に照会をすることができる。この場合において、知事は、当該照会をした者に対して、照会に係る事項の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(指導助言等)

**第 10 条** 法第 96 条の規定による指導又は助言は、別記第 8 号様式の景観整備機構業務指導等通知書により行うものとする。

(改善命令)

**第 11 条** 法第 95 条第 2 項の規定による措置命令は、別記第 9 号様式の業務運営改善命令書により行うものとする。

2 機構は、前項に基づく命令を受けたときは、速やかに別記第 10 号様式の改善計画書を知事に提出する。また、当該改善計画書に基づく措置を講じた場合は、別記第 11 号様式の改善措置書に改善内容を示す書類を添付して知事に提出する。

(指定の取消し)

**第 12 条** 法第 95 条第 3 項の規定による指定の取消しは、別記第 12 号様式の景観整備機構指定取消通知書により行うものとする。

(業務廃止の届出)

**第 13 条** 機構は、業務の全部を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を別記第 13 号様式の景観整備機構廃止届出書により知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨公示する。

(公示)

**第 14 条** 法及びこの要領の規定による公示は、北海道（建設部まちづくり局都市計画課）のホームページに掲載することによって行う。ただし、次に掲げる公示については、掲示場掲示も併せて行うものとする。

- (1) 法第 92 条第 2 項に基づく指定の公示
- (2) 法第 92 条第 4 項に基づく指定の変更に係る公示
- (3) 法第 95 条第 4 項に基づく指定の取消に係る公示

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 24 日都計第 1222 号）

この要領は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。